

高齢者虐待防止のための指針

令和6年4月1日

[運営会社] 株式会社スノーフォレスト
[事業所] グループホームいこいの森
グループホームいこいの森福井町
介護付きホームいこいの森プラス
デイサービスいこいの森

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当社では、高齢者虐待は人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次のいずれの行為も行わない。

i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ii 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
v 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(i ～ v の具体的な例は巻末の厚生労働省資料を参照のこと)

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 委員会の設置

法人本部に、各事業所における虐待等の発生を防止するための「虐待防止委員会」を設置する。

事業所名	委員会名	構成委員	役割
グループホームいこいの森 グループホームいこいの森 福井町 介護付きホームいこいの森 プラス デイサービスいこいの森	虐待防止委員会	代表取締役 事業所管理者 その他職員 (必要に応じ)	指針の整備・見直し 虐待発生時の対応 職員研修の実施

(2) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

(3) 虐待防止委員会等の構成

- ①代表取締役（全体の管理責任者として議長を務める）
- ②各事業所の管理者（事業所の管理、関係機関との連携）
- ③各事業所の介護職員（管理者が指名した担当者）

(4) 虐待防止委員会の開催

- ①定例委員会は年4回以上、定期的に開催する。
- ②虐待事案発生時等の必要な際は、随時委員会を開催する。

(5) 虐待防止委員会の役割

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関する事
- ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関する事

(6) 虐待防止の担当者の選任

各事業所における虐待防止担当者は、管理者が職員のうち1名を指名する。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ①研修の実施（グループホーム・特定施設は年2回以上。デイサービスは年1回以上）
- ②新任職員への研修の実施（随時）
- ③実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性が高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。相談窓口は、2（6）で定めた虐待防止担当者とする。
- (2) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会

を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

- (5) 虐待の早期発見・対応を図るために通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いは行わない。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、受け付けた内容を速やかに管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにする。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための事業所内研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

付則

本指針は令和6年4月1日より施行する。

[参考] 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
i 身体的虐待	①暴力的行為※ ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。等 ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。等 ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
ii 介護・世話の放棄・放任	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。等 ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。等 ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。等 ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。等 ⑤その他職務上の義務を著しく怠ること
iii 心理的虐待	①威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。等 ②侮辱的な発言、態度 ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。

	・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。等 ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）等 ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。等 ⑥心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。等 ⑦その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。等
iv 性的虐待防止	①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。等
v 経済的虐待	①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。等